

広報かいつか広告掲載取扱業務委託契約書

委託者貝塚市（以下「甲」という。）と受託者《会社名》（以下「乙」という。）は、広報かいつか（以下「広報」という。）広告掲載取扱業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙広報かいつか広告掲載取扱業務仕様書に基づき、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務内容）

第2条 乙は、甲の指示に従い、以下の業務を行うものとする。

（1）「貝塚市有料広告事業実施要綱」、「広報かいつか広告掲載取扱要領」及び「広報かいつか広告掲載取扱内規」に則り、広報に掲載する広告を募集すること。

（2）広告データの制作等を行い、市が指定する期日までに市へ送付すること。

（委託期間）

第3条 本契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（広告掲載期間）

第4条 乙が広告を掲載できる広報は、令和8年5月号から令和9年4月号までとする。

（広告の大きさ及び広告料）

第5条 乙が取り扱う広告の大きさ及び広告料は、別紙仕様書に定めるものとする。

（広告料の納入）

第6条 乙は、広告料を甲に納入しなければならない。

2 甲は、広報発行号毎に乙に広告料を請求するものとし、乙は徴収した広告料を広告掲載月の翌月末（ただし、4月号分は5月11日）までに甲の指定する口座に振込により納入しなければならない。

3 乙が前項の規定による納入を遅延したときは、当該納入金に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を甲に支払わなければならない。

（委託料）

第7条 甲は、乙に対し、広報発行号毎に委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料の額は、広告料の40パーセントとする。

3 委託料は、第6条に規定する広告料と相殺することでこれを支払うものとする。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ甲の承認を受けたときには、この限りではない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約期間中であってもこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 甲の指示、監督に従わないとき。
- (3) 甲の信用を傷つける行為があったとき。
- (4) 乙の財産に対して、第三者から仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納による差押え又は自ら、若しくは第三者から破産、和議、会社整理、更生法等の申し立てがあったとき。
- (5) 乙が暴力団員等と認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙に委託することが不適切と認めたとき。

(損害の賠償)

第10条 乙は、この契約の履行について、自己の責任に帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合は、甲に対して損害相当額を支払わなければならない。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項については、甲、乙両者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市

貝塚市長 牛尾 治朗

乙